

中村学園大学(含む短期大学部)体育館施設利用内規

昭和 57 年 4 月 1 日制定

- 1 体育館施設の使用は、正課授業及び本学が主催する行事を優先する。
- 2 体育館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。
- 3 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、臨時に変更することがある。
 - (1) 本学の休業日
 - (2) 中村学園創立記念日(5 月 17 日)
 - (3) 年末の休日(12 月 29 日～12 月 31 日)
 - (4) 年始の休日(1 月 1 日～1 月 4 日)
 - (5) 夏季休日(8 月 13 日～8 月 15 日)
 - (6) その他学長が必要と認める日
- 4 フロアーでは規定の体育館シューズを使用すること。課外活動で専用シューズを使用する場合は使用許可を得て、課外活動時に体育館専用シューズとして使用すること。
- 5 フロアー内での飲食及び喫煙は禁止する。
- 6 館内での掲示や貼紙は禁止する。
- 7 施設を破損した場合は、体育教員または学生部に連絡し、その指示に従うこと。
- 8 施設の学内一般利用に際しては、体育教員に届け出をし、届け出時間内に完了すること。
- 9 本学の休業日における使用に際しては、所定の用紙で、体育教員の承認を得た後、7 日前までに学生部に提出し、許可を得ること。
- 10 課外活動での使用は、年度当初にクラブ間で話し合いをして決定し、体育教員と学生部に年度使用願を提出すること。ただし、本学の休業日はこれに含まれない。
- 11 館内には個人の所持品を置かないこと。放置されている場合は、管理上整理することがある。なお、館内における盗難については、各自で充分注意し、責任をもつこと。
- 12 施設使用後は必ず清掃し、器具の片付け、消灯、戸締りを厳守すること。みだりに施設器具を破汚損した場合はその後の使用を停止することがある。
- 13 学外者の使用については、中村学園各学校施設設備の貸与に関する規程の定めるところによる。(申し込みは、1ヶ月前までにすること。)
運動器具の貸出しについて
 - 1 短期貸出(当日限り)
体育館やグラウンドなどで一時使用するものは、課外用貸出簿に所定事項を記入して借用すること。(学生は学生証を借用時に提出し、返却時に受けとること。)
 - 2 長期貸出し(5 日以内とする。)
クラス研修等学外で使用するものは借用時に学生証を提示し、借用書に所定事項を記入し捺印すること。

附 則

この内規は、令和元年 7 月 1 日から施行する。